

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和 2 年 2 月 5 日付け国住指第 3643 号）」に基づき、構造計算適合性判定に係る審査期間の短縮及び判定過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

（1）適判審査に要する所要期間の把握・分析

（適判審査に要する平均所要期間を把握・分析（直近 3 月分程度））

	総日数	実審査日数
適判物件	27.0	9.2

（2）適判審査に長期間を要している物件の把握・分析

- ・申請者側の補正等の作業期間が長く審査に長期間を要している物件がある。
- ・審査に長期間を要しているものは、図面間の不整合や必要な情報の不備が多く見受けられるものとなっている。

（3）適判審査の流れ

- ・受付 → 審査 → 補正、追加説明 → 適合判定通知書交付

（4）適判審査の体制

- ・適判業務に従事する人員として、適合性判定員（非常勤）9 名、補助員 1 名を置いている。
- ・適判審査は、原則として判定員二人による審査としているが、単純な構造形式で整形な建築物や小規模な建築物は一人の判定員の審査としている。

（5）事前相談

- ・建築基準関係規定に関する相談については、随時対応することとしている。

（6）ヒアリング

- ・必要に応じ行っている。

（7）審査担当者会議

- ・福井県建築行政会議に必要に応じて参加し、県内における統一的取扱いについて協議している。

（8）審査に長期間を要している物件の理由と対応

- ・主に、補正を含む申請者サイドの対応に時間を要しているため、必要に応じ電話による指摘事項の補足を行うこととしている。

（9）その他、指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

- ・適判業務審査体制のなかで、随時、意見交換・情報交換を行うことで統一的取扱いを図っている。

(10) その他、適判審査に要する期間を短くするために工夫していること

- ・業務範囲に係る建築基準関係規定その他の情報を把握・整理し、審査時間の短縮を図っている。

3. 構造計算適合性判定の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、構造計算適合性判定の実効性を確保するため、迅速かつ的確な適判審査を実施することを目標とする。

4. 構造計算適合性判定の迅速化のための取組み

適確な適判審査を実施することを前提に、適判審査手続きの迅速化の取組みについて取り組み方針を以下のように定める。

(1) 適判申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・適判申請図書の受付の時点では、①申請が業務範囲に該当するものか、②記載すべき事項が欠落していないか、③図書の整合性がとれているか、④法適合上、大きな問題がないか等を確認する。
- ・以下のような適判申請図書は、適正なものとは認めないものとする。
 - ・申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの
 - ・設計図書間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・適判申請の受付後、建築計画に大きく影響する問題を発見した場合には、達やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。
- ・補正等の書面の交付を行う場合にあつては、期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。期限は契約期間内とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「確認審査等に関する指針」によるものとする。
- ・指摘事項について判定員によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報を共有し、調整する。

(3) 審査体制の改善

- ・円滑な適判審査の実現のため、審査体制の充実について検討する。

(4) その他適判審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・目標を達成できるよう、審査状況の進捗状況に留意し、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図る。

(5) 建築基準法改正に伴う建築確認手続き等について周知を図る。

5. 構造計算適合性判定の判定過程のマネジメント

判定過程のマネジメントについて具体的取り組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件ごとの進捗管理

- ・円滑な適判審査の推進のため、常時、物件ごとの審査の進捗状況を把握し、審査に時間を要するものについては、その対応策を早期に検討する。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

- ・審査に係る苦情を受け付ける窓口をセンター内に設置し、HPと併せた窓口の多様化を図る。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、センター内での調査体勢の整備

- ・寄せられた苦情については、随時、迅速に対応することとし、実態を調査・把握し、必要に

応じて、バラツキ是正等のための指導を行う。

(4) 審査員への指導等の取り組み方針

- ・課長が中心となり、判定員及び補助員との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、慎重に調査・検討する。
- ・判定員等の審査技術の向上のため、積極的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・日本建築行政会議や特定行政庁を通じて、審査にあたっての運用の明確化を図る。
- ・福井県建築行政会議に必要な応じて参加し、協議・調整が行われた内容を把握し、審査のバラツキの是正に努める。

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

- ・福井県に文書にて送付する。

(2) 建築行政共用データベースの活用

(3) 計画期間

- ・本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間とする。